

長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第六条第三項各号に規定する業務（同項第五号に掲げる業務、証券取引法第一条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二（略）</p> <p>三の三 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務</p> <p>四〇三三六（略）</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等） 第四条の五（略）</p> <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法第六条第三項各号に規定する業務（同項第五号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、次号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）</p> <p>三の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四〇三三六（略）</p> <p>三〇七（略）</p>